

## 公共事業に対する国民の信頼確保のための一提言 —全土木人による『公共調達に関する政治倫理条例制定運動』を—



藤本貴也  
論説委員

一般社団法人建設コンサルタンツ協会副会長  
兼 インフラストラクチャー研究所長

オバマ大統領を初め多くの欧米諸国のリーダー達は、社会資本整備に対して積極的に取り組んでいることを議会等の場で自信を持って国民に訴え、イギリスのキャメロン首相に至っては日本の土木学会に当る英国土木技術者協会に出向き“社会資本が二流になれば国も二流になる”と述べている。そしてこの14年間で公共投資の総額を、アメリカの場合は約2倍に、イギリスの場合も約3倍に増大させてきた。一方我が国は、小泉総理以来4代に亘る自民党出身総理は、就任後の施政方針演説において公共事業や社会資本整備にはほとんど触れず、ひたすら歳出削減、財政均衡、国債発行の抑制を訴え、その後の民主党政権に至っては「コンクリートから人へ」という更に極端な公共事業縮減策を打ち出し、この14年間で公共投資の総額を半減させた。日本の多くの国民が公共事業に関し、世界のトップリーダーとは真逆のこのような方向を受け入れた大きな理由の1つが、いわゆる公共事業悪玉論や土建国家批判の背景にある政・官・業の癒着に対する国民やマスコミの疑念等、公共事業の執行過程に対する不信感に有ると思う。

社会資本整備の役割や必要性、欧米をはじめとする諸外国と比べその整備水準が低いこと、高コストの原因は不十分な競争状態に起因するものではなく自然条件の厳しさにあること、公共事業の効果について厳しい事業評価を行っていること等について様々な場で説明しても、また極度にコンプライアンスを重視する入札方式や、必要以上の第三者機関によるチェック等により執行過程の公平性・透明性を担保しても、なかなか国民に素直に納得してもらえないのは、国民の公共事業に対する不信感を払拭出来ていないことに大きな原因があるのではないかと。諸外国と比べて見劣りする社会資本整備に計画的に予算を投入し既存ストックの維持・更新と併せて着実に整備水準を向上させるためには、従来公共事業に批判的であったマスコミや国民が東日本大震災を契機にハード・ソフト両面に亘る国土の安全対策の必要性を実感し、社会資本整備の重要性について耳を傾けようとしている今日こそ、公共事業に対する国民の信頼を回復し支持を定着させる努力をこれまでも増して強力に進める必要があるのではないかと。思う。

そのためには、土木人が各々の立場で国民の信頼回復のため様々な取り組みを行う必要があると思うが、それと併せて土木学会の主導により全土木人が参加して、国や都道府県・市町村に対して以下に述べる『公共調達に関する政治倫理条例制定運動』を行うことにより（政・官・業の癒着が現実に

どの程度かはともかく）癒着構造を取り難くするための制度の普及を土木界が先頭に立って取り組む運動を興すことを提案したい。

現在の地方自治法（第92条の2、142条等）には、地方公共団体の長や議員は当該地方公共団体から主たる請負をしている会社の役員等になってはいけない、逆にいうと地方公共団体の長や議員が役員を務める会社には当該地方公共団体から一定以上の請負をしてはいけないという条文が存在する。この内容を更に条例で配偶者や同居親族、更には2親等、稀には3親等が役員をしている法人にまで拡大し、首長や議員の親族が役員となって経営に参加している企業は、当該地方公共団体との契約を『辞退するように努める』（例えば国分寺市）、または、『辞退しなければならない』（例えば多摩市）と定めている市町村がある。『議員を対象とした政治倫理条例—その特徴と全国の制定状況—』（谷本晴樹）によると、全国1,810の市町村のうち岩手県・沖縄県を除く45都道府県に亘る410市町村が、内容はともかくこのような政治倫理条例を制定しているとのことである。その中でも比較的制定市町村数比率の高い福岡県と茨城県について、筆者が関係者を通じて聞き取りで調べてもらったところ、福岡県については60市町村のうち42市町村（70%）が、茨城県については44市町村のうち30市町村（68.2%）が条例を制定して請負制限を行っており、2親等までを制限対象としているのが各々18市町村（30%）、14市町村（31.8%）であった。

勿論、親族以外の人を役員にして実質オーナーとして支配権を持てば同じではないかとの意見もあると思うが、今までよりはやり難くなることは事実であり、首長や議員という公職を私的な利益のために利用すべきでないという意識を国民や業界の共通認識として定着させる上でも意味があると思う。また本人はともかくその親族に至るまで職業選択の自由を制限するのは行き過ぎではないか、各企業の倫理規程にその趣旨を盛り込み情報公開をすれば十分実効が上がるのではないかと等の意見もあると思う。しかしながら、“李下に冠を正さず”、“瓜田（かでん）に履（くつ）を入れず”の諺もあり、公共事業の執行過程における政・官・業の癒着に対する国民の根強い不信感を払拭するためにも、土木学会が中心になり建設産業界をはじめとする関係者の合意を得て、土木界の総意として全国の地方公共団体と議会に政治倫理条例（筆者は“李下・瓜田条例”と呼んでいる）の制定を働きかける運動を興しては如何だろうか。

このような運動を通じて“土木界は変わった”“土木界は（より一層）クリーンになろうとしている”とのメッセージを積極的に国民にアピールし公共事業に対する国民の信頼を回復することは、公共事業に対する国民やマスコミの負のイメージが故に、不当に公共事業が抑制・後送りされ、国民の安全、快適、活力基盤が諸外国に比べて益々貧弱になる歪な国土を後世に伝える愚を避けるための第一歩ではないかと思う。